

エネルギーを 見る眼

不可解な旧一般電気事業者 の営業活動

●支配的事業者は矜持を持って営業を



家庭用も含めた電力市場の全面自由化から1年が経過した。家庭用市場での新電力への切り替え率は予想よりも低かったが、関東・関西・北海道などの地域では一定の数字に達している。さらに全面自由化の前後から、既に自由化されていた大口市場での競争も激しくなり、新電力が獲得していた需要家が旧一般電気事業者に奪還される例も数多く出ている。

（健全な競争メカニズムの現れ？）

旧一般電気事業者の激しい値下げと営業攻勢は、新電力からの競争圧力に直面して効率化に努め、コスト競争力が上がった結果であれば望ましいこと。しかし、そうでなければ、必ずしも問題ない行為とは言えない。

例えば航空市場で、新規参入者の便の前後の自社便だけ差別的にコスト割れの価格をつけて新規参入者をつぶしにかかる価格戦略は、仮に黒でなくても灰色で、効率化によって全体に値下げする価格戦略とは区別すべき。新電力の顧客の契約更新時を見計らって差別的に不当廉売をしているのか、健全な価格競争の結果なのかを見極めるためにも、監視等委員会は価格情報を網羅的に収集する必要がある。

私が常々提唱している「内外無差別規制」が導入されれば、この問題は大きく改善する。最も安く売っている小売価格から託送料金と最低限の営業費

用を引いた価格での卸売りを義務付ければよい。もし不当廉売でなければ、その価格で卸売りしても必要な利益（発電部門と小売部門の利益の合計）は得られ、旧一般電気事業者に損失はない。もし不当廉売なら、この価格で卸供給を受けた新電力がほかの需要家に電力を販売でき、小売価格が全体に下がる。特定の顧客を新電力から奪うための不当廉売は維持できなくなる。

旧一般電気事業者が、不当廉売をしていないなら痛くも痒くもないはずのこの規制に反対するとすれば、本当に不当廉売をしている疑いがある。競争基盤の整備策としても不当廉売による競争者排除の抑制策としても有効なこの規制を、一刻も早く入れるべきだ。

（家庭用での不可解な営業）

新電力の契約更新時を狙う営業は、既に述べた通り問題ないとは言えないとしても、当然起こり得ることで理解はできる。しかし最近私が複数の人から苦情を聞いた一部の旧一般電気事業者の営業は、そもそもなぜそんな営業をするのか理解できない奇妙なものである。新電力に契約の申し込みをした直後にそこを狙い撃ちにした営業攻勢を受けたというのである。広域機関のスイッチングシステムがあるから、顧客を取られた旧一般電気事業者はその情報を得る。それは新電力に契約を申し込んだ顧客のはずで、既に逃がした

顧客だ。契約更新の時期を見計らって奪還のために営業するなら理解できるが、スイッチングシステムで情報を得た直後に営業するのは不可解だ。

私の乏しい情報からは、その理由を想像するのも難しいが、思いつく理由は「切り替えた顧客への嫌がらせ」。しかしこれはさすがに説得力がない。もうひとつはスイッチングシステムに登録した後でも顧客を奪還できるから。クーリングオフが適用できるかもしれない。検針日に合わせて契約を切り替えるために、その切り替え前に奪還できるのかもしれない。もし違約金などがなく小さければ、解約させて顧客を奪還しているのかもしれない。もしそうなら、新電力もクーリングオフを回避する手段や違約金を高くするなどの対抗策を考えざるを得なくなり、結果的に消費者の不利益となる。

（システムを悪用すると）

荒唐無稽な例だが、例えば静音を誇る家電を売るA社が、「静音性能に満足いただけなかった場合、1カ月以内なら返品可能で代金は返す」と売り出したとしよう。実際に使ってから意思決定できるので消費者の利益にもなる。ところがA社の製品の購入情報がライバルの支配的事業者B社に筒抜けで、購入した消費者に体力に物言わせられた営業攻勢をかけて返品させれば、A社はこの販売戦略を維持できず、結果

的に消費者の不利益となる。家電では支配的事業者もスイッチングシステムも存在しないからこんな問題は発生しないが、電力市場で旧一般電気事業者がシステムを悪用した(?)営業をするなら、この問題が起きかねない。

そもそも、料金プランなどの情報提供などは顧客を取られる前にやるべきことで、顧客を取られた直後にこのこと元顧客に「お得なプランもあります」などと営業に行くこと自体、無様としか言いようがない。その結果、新電力が高い違約金などの過剰な防衛策を採るなら社会的にも有害だ。スイッチングシステムはこんな営業を助けるために構築されたものではない。

（批判には反論を）

この営業は違法ではないので止めることはできないが、その事実は明らかにされるべきではないか。そうすれば、消費者団体の関心も高い高額な違約金による囲い込みをガイドラインで防止できないのは、〇〇電力が奇妙な営業をしているのも原因のひとつであることが明らかになる。これがスイッチングシステムの悪用ではなく、自由化で認められた正当な営業であると本気で考えているなら、外から公表をせよと言われる前に自ら公表した上で「悪用」との批判に堂々と反論すべき。支配的事業者にはこの程度の矜持を持って営業してもらいたいものだ。